

東大和市監査委員告示第5号



地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置を次のとおり公表する。

平成31年 1月30日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

## 改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：選挙管理委員会事務局

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p><b>（１）備品管理について</b></p> <p>選挙管理委員会事務局が購入した備品で、かつ取得価格が20万円以上の備品を抽出し、それらについて東大和市物品管理規則に基づき、備品台帳との照合及び保管状況を確認したところ、既に廃棄した備品の廃棄手続が行われていないものがあり、台帳と一致していなかった。</p> <p>同規則で供用者とされている課長（局長）は、物品を使用する必要がなくなったとき、又は物品が使用に堪えなくなったときは、直ちに当該物品を回収し返納申請書を提出することが規定されている。</p> <p>しかしながら、備品70件が台帳と一致していないことが認められたため、備品の現況把握及び管理の徹底を図りたい。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み ②改善中(完了目途： 年 月末) ③検討中(終了目途： 年 月末)</p> <p>今回の定期監査において判明した、備品台帳と保管状況との不一致が生じたすべての管理備品については、平成30年11月12日付で修正の事務処理を完了したところである。</p> <p>選挙管理委員会事務局において使用する備品の多くは、選挙時に使用するものであることから、機器の有効性（有用性）に重きを置くために、選挙を目前に控えた時期に機器等の不具合等を点検した上で、更新の必要性の有無を判断し、備品の更新を行っていた。</p> <p>このため、従前から更新されなかった備品の一部については、その都度、不用備品の廃棄処分のみ行うに留まり、台帳上の事務処理まで至っておらず、一連の備品管理が行き届かなかったものである。</p> <p>今後は、定期的な台帳の確認を行うとともに、備品管理の徹底を図りたい。</p>

注記 措置の状況には、1～3に○を付し、その内容を下欄に記入してください。

なお、改善中・検討中の場合は、完了・終了目途年月も記入してください。